

# 初めて日本語から翻訳された中国の法律用語辞典 —《漢訳新法律詞典》<sup>1)</sup>の調査を通じて—

吉田 慶子

## The First Chinese Legal Terms Dictionary Translated from the Japanese Dictionary “Xin Houritu Jiten”: Deciphering the “Hanyi xinfalv cidian”

YOSHIDA Keiko

### 摘要

中国清末民初の第一批法律辞書の产生大部分と日本密切相关、但是具体是如何与日本辞书发生关联、中国知识分子是如何翻译这些日本辞书、这些日本的法律辞书中具体有哪些法律名词从日语传播到了汉语、当时的中国人是如何看待这些日语法律名词、以及这些法律名词对汉语法律名词的近代化的影响等等、一系列问题都需要我们深入研究和探讨。本论文从上述观点出发就第一部从日语翻译成汉语的法律辞典进行考察。

キーワード：日中文化交流 漢訳新法律詞典 法律用語の翻訳 法言語

### はじめに

周知の通り、日本は近代、とりわけ明治に入ってから治外法権の撤廃という不平等条約の改正などを行い、植民地の支配から逃れるために積極的に西洋の近代法を体系的に日本に移入した。箕作麟祥によるフランス六法の翻訳は、その第一歩であった。

中国の清末から民国初期にかけて発行された法律用語辞典の日本との関連性については、すでに先行研究で明らかにされている。しかしながら、翻訳の視座から、なぜ当時の中国人がその辞典を選び翻訳したのか、語彙の全体的情報、具体的な翻訳手法、

<sup>1)</sup> 混淆を避けるため、本稿は日本語で出版、発表された図書を『』で示し、中国語で発行、発表されている図書を《》で示す。

また、当時の中国人はこれらの日本の翻訳語をどのように捉えていたのか、さらにその後の中国の法律用語の近代化へ与える影響など踏み込んだ問題については、まだ不足している。これらの課題は、精密な調査研究を通じて明らかにされるべきである。

本稿は、このような観点から、日本語から中国語へ翻訳された最初の法律用語辞典について考察を行う。

## 1.0 日中における近代法律用語辞典の翻訳・編纂

### 1.1 日本の近代法律用語辞典の翻訳・編纂

日本における法律用語辞典の編纂は、1877年頃に遡る。アメリカ留学中の相馬永胤、目賀田種太郎、三浦和夫、清水篤守等は日本語による法学教育、学術研究のためには専門用語の統一、すなわち「法語・術語の創作・確定をはかる必要を痛感」<sup>2)</sup>し、のちに駒井重格を加えて、アメリカの法律用語辞典を元に辞典作成のための共同翻訳を始めていた。現在、『法学訳集』という英日対訳ノートの資料が残されている<sup>3)</sup>。この対訳ノートの収録語彙数は592語あるが、日本における近代法律対訳辞典を編纂する最初の試みである。

一方、同じ時期の1878年に、吉野幸徳が編纂した『法律辞典』という名の辞典も高山堂から発行されている。凡例には、「新律綱領改定律例及ヒ唐律明律清律等ノ解シ難キ字句ヲ摘録シテ注解ヲ加フルモノナリ」の説明の通り、中国古代の法律用語を中心にした語彙収録である。

1883年12月に、司法省編訳の『法律語彙初稿』が発行された<sup>4)</sup>。日本における最初の近代的法律用語辞典である。この辞典はフランスの法律用語を日本語で解説、訳語或いは訳文をつけたものである。例言には対訳語の提供と当時乱立していた翻訳語の統一を図る目的で作成されていると記している。

翻訳という観点からみれば、蘭学の翻訳手法を取り入れながら、中国の仏典翻訳にもみられる音訳や新しい漢字の創造などの手法がとられている。

語彙の点では、見出し語のフランス語は、709語、対訳語は673語（対応する言葉がない場合の説明文は、43か所）がある。中には、和製漢語、中国の古典語、漢訳洋書の翻訳語などが多くみられ、さらに興味深い点として、この辞書の語彙解説は単に意味的解釈に留まらず、フランス法律用語のラテン語などの語源情報まで示していたことである。この資料を通して、「時効」などの多くの和製漢語はフランス語からではなく、ラテン語に漢字を当てて翻訳した根拠がうかがわれる。初期における翻訳

<sup>2)</sup> 宮坂宏（1971）「明治初期の法律用語辞典草稿—Dictionary of Law Terms vol. 1. I と法語訳集—」『専修法学論集』第12号、1頁、専修大学法学会。

<sup>3)</sup> 詳しく、宮坂宏（1971）「明治初期の法律用語辞典草稿—Dictionary of Law Terms vol. 1. I と法語訳集—」を参照。

<sup>4)</sup> 詳しくは、吉田慶子（2022）「『法律語彙初稿』の語彙と翻訳特徴」『語学教育研究論叢』第39号を参照。

者の努力と苦勞がにじみ出る資料として、語彙史、翻訳研究にとって非常に重要な文献である。

翌年の1884年6月に、博聞社より『法律字典』が発行された。例言によると「原書ハ「シクシオンネール、ドレジスラシオン、ユズエール」（現行法律字典）ト題シ佛国法律大博士エルネスト、カデ<sup>5)</sup>氏ノ著シ係ル其始メテ世ニ公ニセシハ西洋紀元一千八百六十九年（明治二年）コシテ后チ四年再版ヲナセリ然レハ其再版ニ止マラザルハ復ク疑ナキ也<sup>6)</sup>」であり、若林友之が訳述、大槻修二が校訂する形で作られている。この辞書は上・中・下巻と3部に分かれ、六編四十章から成っている。上巻は民法、中巻は刑法・訴訟法・治罪法、さらに下巻は商法、政法の語彙を中心とした内容構成となっている。

1886年2月に、知新社より加太邦憲・藤林忠良が編纂した『仏和法律字彙』が発行されるが、こちらはフランスの法律用語と日本語の対訳集である。この辞典はこれまでの解説型の辞書とは異なり、「仏語—和音—和訳」のみをとるようになり、これまでの翻訳語の乱立した混乱状況から対訳語が定着してきたことを示唆するものである。

その後、1887年に磯部四郎が編纂した『民法応用字解』がある。日本語の用語にフランス語の語源（カタカナ表記）、それに解説を付けた形である。また、1890年に佐藤庄太による『民法字解』もあるが、「明治二十三年三月二十七日法律第二十八号ヲ以テ発布セラレタル日本民法中渋難ナル法律語ヲ蒐集シ其意義ヲ釈明セシモノニシテ」の説明から、その後の民法法典論争によって延期、施行されずに終わった旧民法に対応する内容である。

さらに、同年には有斐閣からは『法律字典』、江草釜太郎の発行した『法律字彙』があるが、名を異にして、全く同じものである。例言には「本書ハ米人ジョンブーピエー氏<sup>7)</sup>著ス所ノ法律字典ニ依リ明治十九年学友杉田金之助小川寅六諸氏ト謀リ法学士三宅恒徳氏ノ監督ヲ乞ヒ訳述ニ従事シタリ然ルニ其業未ニ半ナラス又皆四散シ一時其業ヲ中止シ空シク之レヲ管底ニ収メタリシカ再ヒ明治廿年冬杉田金之助氏ト謀リ訳述ニ従事シタルモ杉田氏又去テ地方ニ行ケリ因テ章三独リ諸氏ノ遺志ヲ継キ訳述数月遂ニ其業ヲ了スルヲ得タリ」と完訳までの経緯を説明し、「原書ハローヂクシオンアリート名ケラレタル一千八百八十七年ヒラデルヒヤ出版ノモノ」の原典情報を示し、語彙に「(Lat) 羅甸 (Sax) 索遜語」、「例〜ハ (羅馬法) (契約法)」の表示などを特徴としてあげている。

さらに、1896年の明治民法の公布・施行を受けて、1899年は、西岡卯之吉編纂、法学士佐藤蘆吉校閲の『法律字典』があり、そして、本稿の調査対象である1901年

<sup>5)</sup> フランスの法学者 Ernest Cadet である。

<sup>6)</sup> 括弧等原文のまま。

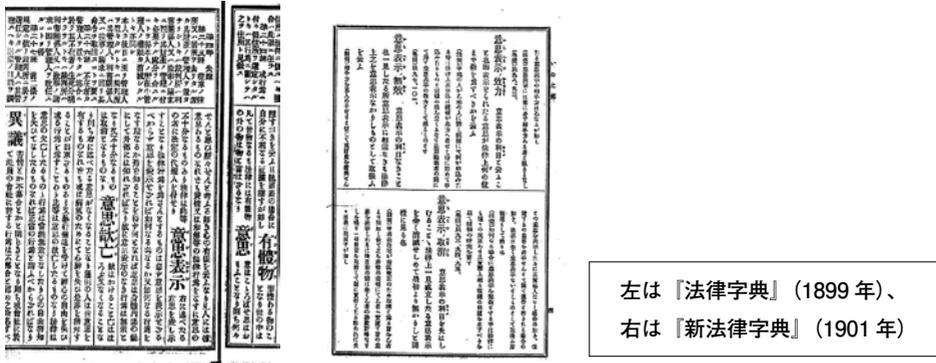
<sup>7)</sup> フランス系アメリカ人法学者 John Bouvier である。

の三浦熙氏<sup>8)</sup>による『新法律字典』と2つの法律用語辞典があるが、いずれも民事法関連の語彙収集である。

前者は、西岡卯之吉編輯、法学士佐藤準吉の校閲によるもので、本文には、上部に民法条文を掲載し、300頁余りにわたり、2000以上の用語を解説した辞典である。後者は大日本新法典講習会の依頼を受け、三浦熙氏が編纂したものであるが、民商法を中心に1639語を収録している。

両者を比較してみると、前者は法律用語ではないものも多数含まれているのに対して、『新法律字典』の語彙は洗練されていて、見た目がすっきりして、解説も分かりやすい。このように当時では斬新で、民商法全般にわたり幅広く語彙収集した点から『新法律字典』を中国語に翻訳することを選んだ理由も理解できよう。

かくして、日本の法律辞典編纂は日本近代法の歩みを如実に体现している。



左は『法律字典』（1899年）、  
右は『新法律字典』（1901年）

## 1.2 中国における近代法律用語辞典の翻訳・編纂

一方、中国の法律用語辞典の初期の歩みについても触れてみたい<sup>9)</sup>。

まず、留日中国人学生が作成した《新爾雅》を取り上げる必要がある。《新爾雅》は1903年に日本で出版され、法律用語に焦点をあてたものではないが、「社会人文系の用語・術語」の部で「釈政」は132語、「釈法」は161語を収録して、解説している<sup>10)</sup>。関連用語の解説から、当時の中国の知識人たちがどのように日本で作られた近代法律用語を理解していたかを知る重要な手がかりとなる。

そして、本格的に法律用語辞典という形で発行された最初の法律用語辞典は、本調

<sup>8)</sup> 本辞典のほか、雑誌の執筆など行っており、1899年に『新法典講義』の編輯兼発行を務め、1900年には『土地建物の法律詳説』も著している。

<sup>9)</sup> 本調査は以下の資料を参照した。田濤・李祝（2000）《清末翻訳外国法学書籍評述》、沈国威（2007）《中国近代的科技術語辞典（1858～1949）》、屈文生（2012）《清末民初（1905－1936）法律辞書の編纂と出版》、鄭艷・張莉（2021）《清末近代法律用語詞典の日源性考察》。

<sup>10)</sup> 詳しくは、沈国威（1903）『『新爾雅』とその語彙：研究・索引・影印本付』を参照。

査対象の《漢訳新法律詞典》<sup>11)</sup>である。また、下記一覧表が示す通り、その後発行されたいずれの法律用語辞典も日本の法律辞典と深い関連性を持ち、日本語による影響が大きいことがうかがわれる。

表1 初期における中国の法律用語辞典の翻訳と編纂

No.	辞書名	原典情報
1	《漢訳新法律詞典》（1905年4月）	『新法律字典』（1901年1月）
	翻訳者：徐用錫 収録語数：1635語 発行所：京師訳学館	著者：三浦熙等編 収録語数：1639語 発行：日本新法典講習会
2	《新訳日本法規大全》（1907年1月）	なし
	著者：銭恂・董鴻禔編 収録語数：1918語 発行：上海商務印書館	日本の行政官庁順に25種類に分け、3,000部近くの法規を翻訳したシリーズの付録とした用語解説集である。
3	《日本法政辞解》（1907年2月）	『法律経済辞典』・『法律辞典』・『法制経済辞解』・『新法律字典』を基に編纂
	編纂者：朱樹森・孫德泰・孫德泰・胡賢炬合編 収録語数：3747語 発行所：日本中国各大書肆	凡例では、田邊慶彌（1902）『法律経済辞典』、上野貞正（1903）『法律辞典』、明治大学出版『法制経済辞解』 <sup>12)</sup> 、新法典講習会出版（1901）『新法律字典』を基に編纂したものであると説明している。
4	《法律経済辞解》（1907年4月）	『法律経済辞解』 <sup>13)</sup> （1905年）
	翻訳者：張恩樞・銭崇威・陳彦彬・汪郁年 収録語数：1361語 共同発行 <sup>14)</sup> ：張恩樞・銭崇威・陳彦彬・汪郁年	著者：岸本辰雄 収録語：1312語 発行：明治大学出版部
5	《漢訳法律経済辞典》（1907年10月）	なし
	翻訳者：郭開文・張春濤訳、陳氏校閲 収録語数：2313語 発行処：奎文館書局（1907/1914）、群益書社（1909）	法学博士清水澄著であるが、序文によれば、清国の学生を対象に用語を収集し、解釈をつけたものである。最初から中国語で出版するつもりで作られたようである。

<sup>11)</sup> 田濤・李祝環（2000）の調査によると、1904年に政法学報社から《日本新法学字典》というものも存在するが、論文には、上述情報以外翻訳者などの情報は示しておらず、筆者も関連情報を探したが、未見のため、今後の調査に期待する。

<sup>12)</sup> 原著には、「法制経済辞解」と記載しているが、岸本辰雄著の『法律経済辞解』の誤植と思われる。

<sup>13)</sup> 再版数がかなり多いため、本稿は現在入手できる最も古い、1905年発行したものを基準にしている。

<sup>14)</sup> 発行者は個人となっているが、代発行所として上海普及書局・上海文明書局・日本留学生会館となっているため、中国での販売をかなり意識しているとうかがえる。

6	《法律名辞通釋》(1908年)	《漢訳法律經濟辞典》、《日本法規大全》、《日本法政辞解》を基に編纂
	編纂者：何道貞ほか 26名 収録語数：6131語 発行：紳班法政学堂	凡例では、《漢訳法律經濟辞典》、《日本法規大全》、《日本法政辞解》三部の語彙を収集し、不備な点について法学者の学説を参考に編集を加えたものと記している。
7	《漢訳日本法律經濟辞典》(1908年10月)	『法律經濟辞典』(1902年11月)
	翻訳者：王我臧 収録語数：2312語 発行：商務印書館(1910発行/1913再版)	著者：田邊慶彌 収録語数：2379語 発行：宝文館

## 2.0 原典『新法律字典』の調査

### 2.1 原典『新法律字典』の詳細

原典の『新法律字典』は、編纂主任は内山幸作、編纂者は三浦熙、1901年(明治34年)3月5日に大日本新法典講習会から発行されたものである。全部で378頁を有し、1639語が収録されており、当時壱円貳拾銭で販売されている。

発行者「大日本新法典講習会」は、法典に関する知識を広く一般の人々に提供するため、法学専門家を講師として迎え、法典の講義を行うことによって、新法典に関する知識を効果的に広めることを目指す組織であるが、講習会の総裁は、前司法大臣である清浦奎吾氏、その賛成員メンバーには、法学者の磯部四郎、鳩山和夫、穂積陳重、富谷銆太郎、高木豊三、富井政章、戸水寛人、岡村輝彦、梅謙太郎などが含まれ、また、当時の司法次官や通信大臣、第一銀行頭取などもメンバーに加わっている。

『新法律字典』の裏表紙には、「大日本新法典講習会」の設立趣旨が以下のように記載されている。

今や新法典実施せられ、一般人民の動作は大となく小となく盡く新法典の支配を受くるをとなれり、然れば今日以後新法典の智識は日用必須の用具にして此智識なくば、一般人民は社会生活上に不利を来し、又商工農等実業家は其業務の処理を誤り不慮の損害を招き、従って一身一家の榮枯に至大の関係を及ぼすべし注意せざるべけんや、本会大に感ずる処あり法典上の智識を世人に領得せしめんか為め、学理實際に精通せらるる法学大家を講師に嘱託し、人民各自に最も近密にして又最も必要な法典の講義を乞ひ之を講義録に搭載し、頒布し以て治く新法典の智識を伝播せしめんとす、有志者幸に来て加盟せられんとを乞ふ

新法の施行を受けて、法学知識の普及を目指し、大日本新法典講習会は一年間半を期間とする法学の講義を設けている。資料によると、当時、大学の専門家の他、現役の裁判官もかなり熱心に法学教育にあたっていたようである。

総じて、欧米の近代法を継受したため、新しい翻訳語を多用しているが、その数が膨大であり、正確に理解できる人が限られているため、法学知識の普及を目的として、

講義を受ける学生や有志者を対象に編纂されているようである。

## 2.2 『新法律字典』の内容と特徴

『新法律字典』は、以下のように構成されている。

① 戸水寛人による序、② 内山幸作氏による序、③「語類索引」、④「新法律字典凡例」、⑤語彙解説、以下、順に検討していく。

### ① 戸水寛人による序文

戸水寛人は、帝国大学を卒業後、ヨーロッパに留学した経験を持つ法学者・政治家である。戸水氏は序文において以下のように述べている：欧米の書物を日本語に翻訳するのは大変な作業である。日本語の「権利」という概念はアメリカの宣教師ウィリアム・アレクサンダー・パーソンズ・マーティン（William Alexander Parsons Martin, 1827-1916）によって中国語に翻訳されたものであり、「義務」は津田真道によって訳されたものである。また、「主権」という概念は初めに日本語に訳せなかったため、「エヴェレーヨテート」と音訳されていた。さらに、「当事者」や「法律行為」といった用語も定着するまでに歳月を要したことを述べ、日本は欧米の法律に基づき新法を実施するために新訳語を用いたが、その数が多く、十分に理解している人が少ないという問題があった。このような背景から、法学知識を広める目的で法律用語辞典が作成されたとし、辞書作成の意義を強調している。

### ② 内山幸作氏による序

続いて、序文のその2には、越山生と自称する者から三浦君宛に送られた手紙が掲載されている。原著には、この手紙の作成者についての記載はないが、中国語版の『漢訳新法律詞典』の序文に、「内山幸作寄書三浦君道成書之難」という記述があることから、内山幸作が三浦熙に送った手紙であると推測される。

この手紙において、辞書作成の経緯について、前年の秋に大日本新法典講習会からの依頼により辞書編纂に携わったと説明し、翌年の秋に脱稿されるまでに一年余りの歳月を費やしたことが記されるとともに、辞書編纂を通じて感じた問題を2つ取り上げている。

#### ・法律用語と一般用語の区別問題について

法律用語は純粋な術語のみならず、一般用語としても用いられ、逆に、一般用語は一般的な意味のほか、法律用語上の特定の意味を持つ場合もある。このため、辞書は法律用語の意味と一般語としての意味を区別し、法律上特有の意味がない表現は収録されず、逆に、特定の意味を持つ語彙は必ず収録するようにしていると記している。ここで法律用語とは何か、初期段階における一般用語と専門用語の峻別基準がないに生じる困惑、専門用語辞典と国語辞典の区別を模索していた様子をうかがえる。前述した同時期の西岡ほか（1899）『法律字典』と異なり、専門用語辞典の意識を感じる

記述である。

・通俗かつ平易な解説の提供

分かりやすさを重視し、それでも不明瞭と思われる場合は設例、注意等を用いて説明を補っている。しかしながら、20以上の法律からの語彙を収集したため、同じ言葉であっても各法律において異なる用法があり、同じ法律内で異なる意味で使用されるか、同じ意味で異なる言葉が使用される場合もある。これらの違いを説明するのは非常に困難な作業であると、言葉の解説に苦心したようである。

説明に関して、旧法の解説を採用せず、広く諸説を検討し、最も適切な解釈を選び、平易かつ通俗に解説するよう努めた。ただし、参考にする法条が多いため、出典をすべて示すことはできない場合があったとも記している。

③ 「語類索引」(語彙の配列)

『新法律字典』の「語類索引」では「い、ゐ之部、ろ之部、は之部、に之部、ほ之部、へ之部、と之部、ち之部、り之部、ぬ之部、る之部、を お之部、わ之部、か之部、よ之部、た之部、れ之部、そ之部、つ之部、ね之部、な之部、ら之部、む之部、う之部、の之部、く之部、や之部、ま之部、け之部、ふ之部、こ之部、らゑ之部、て之部、あ之部、さ之部、き之部、ゆ之部、め之部、み之部、し之部、ひ之部、も之部、せ之部」と示し、すべて日本語のイロハ順の配列にしている。

例えば、「いの部」の最初に出てくる「意」の場合、下記のようになる。

・意一意思、意思表示、意思表示の相手方、意志表示の効力、意思表示の無効、意思表示の取消、意思の欠缺

これは、日本人読者の検索に便利を供するための配慮であるが、のちに述べるように、中国語に翻訳する時にこの配列が問題となる。

④ 「新法律字典凡例」

凡例の説明によれば、辞書の編纂は、「最通俗平易に説き法律の素養なき者にも容易く会得し得せしむる」、語彙は「法律全体の法条に就て採集」、そして、「法律上特別な意義を有せざるものは之を除き」、「法文の解釈上注意を要するものは努めて漏らざらん」ことのほか、「同一語の異なる応用変化に出づるものを一か所に排置し」などの特徴を取り上げている。

⑤ 語彙の解釈

語彙の解釈には「設例」、「注意」、「参照」欄に法律条文を設けることで、法律語の定義と、その全体を概括的に説明することを目指している。したがって、読者は解釈の本文だけでなく、設例や注意も通観し、関連法律の理解も得るようにと注意を促している。

また、関連法規について、下記のように略語を定めて示している。下記一覧からも、民商法に関連する語彙を中心に収録していることが確認できる。

法一法例・民一民法・商一商法・破一破産法・民施一民法施行法・戸一戸籍法・人一人事訴

訟手続法・非一非訟事件手続法・不一不動産登記法・競一競売法・供一供託法・船舶一船舶法・船員一船員法

### 3.0 翻訳版《漢訳新法律字典》の調査

#### 3.1 翻訳版《漢訳新法律字典》について

1905年に京師訳学館から発行されたものである。京師訳学館は、当時上海江南製造局翻訳館、広学会と並んで中国の三大翻訳センターであった。

筆者が入手した文献資料からはカバーを直接確認できないが、實藤恵秀（1970）の記載によると、この辞書は「黒地クロス上製本」<sup>15)</sup>である。奥付には、「光緒三十一年五月初五日印刷、光緒三十一年五月初十日発行、定価金二圓五角、文典総理：善化張緝光、翻訳員：無錫徐用錫、印刷者：藤本兼吉、印刷所：株式会社秀英舎第一工場、発行所：京師訳学館」とある。辞書の本文は767頁からなり、さらに原著にない部首引き索引76頁が追加されている。収録語は1635である。

現在、日本では東京都立日比谷図書館、中国では中国国家図書館および北京大学図書館に所蔵があるが、本調査では、東京都立日比谷図書館所蔵の複写資料を使用している。

##### ・翻訳者—徐用錫

徐用錫氏は、字渭澄、江蘇無錫縣出身の人物である。日本に留学した後、天津地方審判庁で判事を務めている。この辞書のほか、1904年には日育成会の編纂による『教育詞彙』を中国語に翻訳し、京師訳学館から発行している。

##### ・編集長—張緝光（Chang Chi-kuang）

資料によると<sup>16)</sup>、張緝光（字劭希）は、湖南省長沙縣主審で、挙人出身である。清政府で中学部郎中、憲政籌備処総辦、資政院議員を経て、交通部の秘書、國務院委員会の委員などを歴任し、その後長沙関監督の職を経て、民国三年には廣西省南寧道尹に任命され、交通部の秘書も務めていた官僚である。

上述経歴からみると、直接辞典の翻訳にあたっているのは徐用錫氏と推測するが、張緝光氏とのつながりに関する資料は未見である。

#### 3.2 序文の内容

漢訳書の序文は、格調高い「漢賦」文体を用いて、予想されている読者からの反響や批判や質問に対して編纂者が答える形式で記載されている。

序文はまず、次のような質問から始まる：科学には専門用語が必要であるが、専門用語を創り出す際は、叡智や雅致の言葉をなるべく使い、対応する言葉が存在しない

<sup>15)</sup> 實藤恵秀（1970）『中国人日本留学史』（増訂版）349頁。

<sup>16)</sup> 支那研究会編（1918）『最新支那官紳録』、外務省情報部（1924）『現代支那人名鑑』による。

場合は新たな語を創造することが求められる。しかしながら、初期段階における翻訳は非常に困難を伴う作業である。なおかつ、法律は国家統治や国民の行動規範となるため、さらに困難が増すばかりである。そして、国や地域ごとに歴史や風土・風俗が異なるため、統一を図ることが適切でない場合も生じる。また安易に行くと軽薄な結果に陥る可能性がある。昨今、中国は新法の萌芽期にあたり、経済や軍事などが万事明朗な時に、新学の知識人が日本の専門用語を不適切に用い、外国の名詞が氾濫して国民を混乱させている。敢えて、このような時期にこの辞典を翻訳する趣旨とは？

編纂者は、この質問について、次のように答える。

西洋書物を中国語に翻訳する場合、言語によって意味の違いが大きいため苦慮することが度々ある。一方、日本が先に進んで西洋書物を翻訳したため、元の西洋書よりも洗練されている。にもかかわらず、序文に戸水寛人が述べているように「権利という言葉が丁魁良によって訳されている。「主権」という言葉は長い時間をかけて漸く定着したと述べている」、日本でも西洋の概念が定着するのに時間がかかっている。日本語による専門用語は確かに大胆に漢字を用いているが、根本的なところは決して元の意味から外れていない。また、過去に中国はフランス法や英国海軍に関する法律を翻訳する際にも、日本の経験を利用し、近道を得たことがある。確かに（日本語には）奇妙な名詞が十に三、四は含まれ、中国にとって無用なものも存在する。しかし、そういったものを除けば、文章の意味は明瞭としている。また、現状として、中国は専門用語の辞典が存在せず、一、二冊ほど古典書籍に類似したものがあるといえども、西洋法の条理に適用できず参照が難しい。

そして、編纂者の言葉が続く。

日本の場合、西洋法を移入して長い歴史を持ち、学識のある名師がおり、図書資料も多い。知識人たちがこれだけ努力したにもかかわらず、まだ愚昧から脱却できていないのが現状である。中国では、いままだ抜本的な改革が始まったばかり、新法制定を支持する者たちは、政法用語の根柢となる法律が不足しているため、奇妙な言葉を用いることがある。それでは、全体像を見失うきらいがある。そのため、この翻訳を通じて言葉選びの疑念を解決し、語彙の選択に役立つ材料を提供することができる。この辞書は、「他山の石」から新語を創造する際の参考とし、決して日本を模倣するためではない。

さらに、中国人読者にとって使いにくい伊呂波の配列をそのままにした理由について、読者がまた尋ねるが、編纂者は以下のように答えている。

伊呂波の配列を維持する理由の一つとして、原著に存在する相手方、相続、戸主、隠居、株主、言渡、振込、後見人、手続、法団財団などの多くの名詞については、注釈を通じて法律条文を参照する際、そのほとんどが日本の法律条文に基づいている。順番を変えると、すべて乱れてしまうか可能性がある。そのため、中国人読者のため

に附録として部首引きの索引を付けている。

批判される前に、長い文面をかけて説明している様子から、当時なだれ込んできた日本の翻訳語に対する中国の知識人や中国社会の見方と姿勢を客観的に知る材料として、非常に興味深い。

### 3.3 訳本《漢訳新法律字典》と原典『新法律字典』との比較

#### ・構成内容の比較

表2 原典と訳本の内容構成

『新法律字典』	《漢訳新法律詞典》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「序文」その1 戸水寛人識</li> <li>・「序文」その2 越山生より手紙</li> <li>・「語類索引」</li> <li>・「凡例」</li> <li>・本文</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「序」 張緝光</li> <li>・「漢訳新法律字典原序」 戸水寛人識の訳</li> <li>・「新法律字典凡例」（法律用語の解釈）の訳</li> <li>・本文の訳</li> <li>・索引</li> </ul>

原著の編纂者の序文に替えて、前述した編集責任者の張緝光氏の序が入っている。また、日本語の発音による索引を中国語の漢字字引に変更する工夫もみられる。

#### ・見出し語

原典の『新法律字典』には1639語が収録されているが、中国語訳版である《漢訳新法律詞典》には1635語となっている。全体的にみて、未掲載の「破産決定書、最後の住所、時効の効力、必要ナル範囲内」の4語は特に掲載しない理由が見当たらず、翻訳時、あるいは製版時のミスではないかと推測される。

#### ・翻訳上の特徴

語彙の翻訳は、下記の点においてように整理することができる。

表3 《漢訳新法律詞典》の語彙翻訳

No.	特徴	統計
i	日本語をそのまま中国語へ 例：委任事務⇒ <b>委任事务</b>	1354
ii	日本語の「ノ」、「ナル」、「ニ因ル」、「アル」、「スル」、シタル」を中国語の“之”の変更 遺言ノ立会人⇒遺言之立会人（262）、有益ナル債務⇒ <b>有益之債務</b> （7）、委任ニ因ル代理人⇒ <b>委任之代理人</b> （2）、瑕疵アル意思表示⇒ <b>瑕疵之意思表示</b> （2）、媒介スル行為⇒ <b>媒介之行為</b> （7）、隠シタル瑕疵⇒ <b>隠之瑕疵</b> （1）	281
iii	中国語の語順に合わせて表記を変更 例：移転⇒ <b>转移</b>	2

iv	その他 確定日附簿⇒確定之日附簿 詐欺取財⇒詐欺取罪 避タベカラザル事変⇒難避之事変 金銭ノ所有権ニ非サル財産権⇒非金銭所有権之财产权 譲渡スコトヲ得ザル物⇒不得让渡之物 主務管庁⇒主务官厅	6
----	---	---

概して、ivの類型以外は、ほぼ日本語をそのまま中国語に漢字を変換したのみである。中には、中国語として理解しにくい日本語の表現や表記もそのままにしているため、翻訳というより、日本語の漢字を中国語に転換しただけのものである。

一方、語彙の解説文は語彙の漢字依存型の翻訳と打って変わって、原典の形式を踏襲し、内容も忠実を保ちつつしっかり中国語に翻訳されている。下記事例から確認できるが、日本語の内容を十分に理解した上、要点を押さえた中国語訳である。また、原文では冗長で分かりにくい表現を簡潔かつ明解な表現に変えている箇所も見受けられ、翻訳者の高い翻訳の転換スキルを示している。全体的にみると、まるで日本法律用語の中国語解説書のような印象を受ける。

原典の『新法律字典』	中国語訳版《漢訳新法律詞典》
<p><b>意思表示</b></p> <p>心中に思ひ立ちたることを外部に現はすを云ふ            (設例) 此品を買らんと話すが如き (一) 其品を買ふべしと頷くが如き (二) 委託の申込を受けたる者が別に諾否を言はずして直に其委託事務に着手するが如き (三) 即ち買ふ、賣る、承諾す等の意思を表示せるなり            (注意) 表示の方法を異にするより従て意思表示に明示、黙示の別を生ず設例の (一) (二) は明示 (三) は黙示なり。            (参照) 民九三乃九八</p>	<p><b>意思表示</b></p> <p>言以心中之意念，发现于外部也。            设例 如买卖用品之类 (一) 属购其物品，而示以许可之状。(二) 受委任之明文，不言可否，即受其委任之事。(三) 即表示有买卖承诺等之意志。</p> <p>注意 自异其表示之法，从而于意思表示，有明示默示之别。如设例所示，其一与二为明示，其三即默示也。            参照 民法九十三至九十八</p>

付言として、漢訳版の序文では古風で格調高い文体が用いられ、比喩や古典の引用なども随所にみられるのに対し、語彙解釈は、序文の文章とはやや趣を異にし、現代の読者から見ても分かりやすい文体である。

ここで注目する点として、中国語の訳文が日本語の文体をそのまま踏襲しているところである。穂積陳重は『法律進化論』(1924)において、日本の法文体の変遷について詳しく述べられている。そこに、明治期の法文体の変化のうち「条数の標示」を取り上げている。漢訳版には、当時中国の法文体には見られない句読点、番号、条数の表記をそのまま用いている点、日本の法文体の影響が見られ、その後の中国法文体に与えた影響について、今後さらに詳しく考察する必要がある。

#### 4.0 中国の法律用語近代化への貢献

アジア諸国は時期を異にして、翻訳を通して近代西洋文化、西洋法を体系的に移入した点は同じである。日本は一步先行したのに対して、中国は20年ほど遅れて後を追う形をとっている。

本稿の調査対象である『新法律字典』が中国語に翻訳されてから約22年後、民国時代に入り、1927年に漸く中国人の手による中国語法律用語辞典、『法律辞典』（北平朝陽大学発行）が誕生した。

この『法律辞典』を調べると、見出し語として使用されている語彙には《漢訳新法律詞典》にみえる「意思表示、遺失物、遺贈、移転、委任、有効、有償契約、有償行為、引致、優先権、一身専属之権利義務、法律、法律行為、法人、法定代理人、法定利息、法定利率、破産、破産法、破産管財人、売買、廃家」などが数多く含まれている。また、見出し語の説明文には、「有体物、以上以下、以内以外、以前以後、違反、違約金、異議、引用、維持、姻族猶予、一身、一方、一部、法令、法定、発見、発生、発行、発送、発港、配偶者、廃止、排泄、排水、賠償、媒介、報酬、報告、方法、方式」などが含まれている。

さらに、中国語の文法や表記に合わせて語彙の一部を追加または変更したものも見受けられる。例えば、「遺棄（罪）、委託（票拋）、委付（主義）、隠蔽（行為）、圍障（権）、一方（共犯）、発信主義、破産者（人）」などである。

こうして、多くの日本の法律用語が中国語の中で息づき、日本語の影響を垣間見ることができる。

#### おわりに

本稿では、初めて日本語から中国語に翻訳された法律用語辞典、原典『新法律字典』と中国語翻訳版《漢訳新法律詞典》について、序文の解析、内容の比較や翻訳手法、そして、その後の中国法律用語の近代化への影響などの観点から考察を行った。

中国清末の初期における法律用語辞典の変遷に見られるように、日本語による影響を否むことはできない。一方で、洪水のように中国に押し寄せられた日本の翻訳語に対して、《漢訳新法律辞典》の序文における「新學小儒雜採東籍懼緣用異國名詞沿流益濫乖違民性吾甚惕焉今偏起游塵其謂何」の記述のように、中国知識人の複雑な心境、反感や抵抗意識も伴っていることをうかがい知ることができる。

また、前述した中国人の手により初めて編纂された《法律辞典》（1927）の序文において、著者である中国の近代民法学者李祖蔭氏は当時の状況を「国人士肆习法学者波属云委，而奇旨奥义格于名物，疏解为艰，望洋兴叹，识者病之。求诸坊肆，间有一二辞书之作，然类皆译自东瀛，含义不殊，立名则异，检核需时，歧舛百出。」<sup>17)</sup>と述べ、知識人たちが法学を学ぶときに感じる法律用語の難解さ、また、専門用語辞典の欠如、

<sup>17)</sup> 李祖蔭（1927）『法律辞典』序五を参照。

日本語との意味の違いを確認するために多くの時間が費やされたことなど、同じ漢字文化圏であるが故に生じる戸惑いを如実に語っている。

歴史的に考えれば、いかなる翻訳活動、いかなる翻訳作品も目標言語の社会、文化また言語自体にも影響を与えてきた。日中文化交流という長い歴史の流れから、この《漢訳法律詞典》が言語的な側面から中国語にもたらした影響を取り上げる際、それを中国の法学分野の専門用語における近代化、国語化の歩みの一環としてみることができ、この翻訳活動は単に近代語彙を伝播のみではなく、体系的に近代民法法の語彙を中国語に提供した点で意義が大きいと考える。

## 参考文献

- 實藤惠秀（1970）『中国人日本留学史』（増訂版）くろしお出版
- 支那研究会編（1918）『最新支那官紳録』
- 外務省情報部（1924）『現代支那人名鑑』
- 沈国威（1903）『『新爾雅』とその語彙：研究・索引・影印本付』白帝社
- 沈国威（2007）《中国近代の科技術語辞典（1858～1949）》『或問』第13号、137-156頁
- 鄭艷・張莉（2021）《清末近代法律用語詞典の日源性考察》『或問』第39号、23-31頁
- 穂積陳重（1924）『法律進化論』岩波書店
- 宮坂宏（1971）「明治初期の法律用語辞典草稿—Dictionary of Law Terms vol. I と法語訳集—」専修大学法学会『専修法学論集（11）』, 卷末 1-42頁
- 吉田慶子（2022）「『法律語彙初稿』の語彙と翻訳特徴」大東文化大学語学教育研究所『語学教育研究論叢』第39号、25-39頁
- 李祖蔭編・解錕校（1927）《法律辞典》北平朝陽大学
- 龔茁・王麗娜（2022）《近代日本（1868 - 1945）法律辞書の編纂与出版》《辞書研究》2022年第3期、67-84頁
- 屈文生（2012）《清末民初（1905 - 1936）法律辞書の編纂与出版》《辞書研究》第4期、70-81頁
- 田濤・李祝（2000）《清末翻譯外国法學書籍評述》《中外法學》第3期、355-371頁

## 謝辞

本論文は、2023年東アジア文化交渉学会において行った口頭発表「解析中国最早翻译的日本法律用語辞典」を基にまとめたものです。本論文の調査対象《漢訳法律詞典》は関西大学外国語教育学研究科沈国威教授によるものです。この場を借りて、貴重な資料をご提供いただいたことに深謝いたします。

また、拙い論文をお読みいただき、有益なコメントやアドバイスをくださった査読の先生にもお礼を申し上げます。